

## 「タカタータン」デザイン及びロゴマーク使用規程

タカタータン委員会

### (目的)

第1条 この規程は、「タカタータン」のデザイン及びロゴマーク（以下「デザイン等」という。）を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程においてデザイン等とは別図に掲げるものをいう。

### (権利の帰属)

第3条 デザイン等の一切の権利は、タカタータン委員会（以下「委員会」という。）に帰属する。

### (使用の申請)

第4条 デザイン等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、本規程の内容を承認したうえで、物品ごとに「タカタータン使用承認申請書」（様式第1号）に次の書類を添付して委員会に提出しなければならない。

- (1) 物品の企画書（物品の内容や具体的な使用方法がわかるもの）
- (2) その他、委員会が必要と認める者

### (使用の承認)

第5条 委員会は、前条の申請書を受理した場合は、その申請内容を速やかに審査し、承認を認めたときは、「タカタータン使用承認通知書」（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認の対象とはならない。

- (1) 「タカタータン」の信用又は品位を害すると認められるもの
- (2) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるもの
- (4) 自己のシンボルマーク及び商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、または使用のおそれがあると認められるもの
- (5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないもの
- (6) その他、委員会が使用を不適切と認める者

### (デザイン等の供給)

第6条 使用者は、委員会から次の各号の資料等を受け取ることができる。

- (1) アドビイラストレーターのファイル形式によるデザインパターンとロゴマーク
- (2) デザイン等の運用マニュアル

(3) その他

(成果物の提出)

第7条 使用者は、デザイン等を使用した成果物について、速やかに1部を委員会に提出するものとする。但し、成果物は、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、委員会の指示する条件に従うこと
- (2) 使用者以外の第三者にデザイン等を譲渡又は転貸しないこと。但し、OEM（相手先ブランド製造）、委託製造の場合は、その委託先が行う物品の製造に限り、デザイン等に関する資料等を委託先に提供することができる
- (3) 委員会が定めた色、縦横比、形状を正しく使用すること
- (4) ロゴマークの向きを上下、左右、反転して使用しないこと
- (5) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと

(使用料)

第9条 使用料は無料とする。

(使用の期限)

第10条 デザイン等の使用承認期間は、承認の日の翌日から起算して1年間とする。但し、使用承認期間の満了の日までに別段の意思表示がないときは、使用承認を同日の翌日から起算して1年間延長し、以後同様とする

(物品の販売及び使用)

第11条 デザイン等を使用した物品は、原則として、多可町内においてのみ販売及び使用するものとする。但し、通信販売はその限りではない。

2 多可町外において、「多可町」あるいは「タカタータン」をテーマとし、期間を限定して販売する場合は、これを許可する。但し、その際は必ず、委員会に事前に連絡するものとする。

(損失補償等の責任)

第12条 委員会は、デザイン等の使用について損失が発生したときの補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月26日から施行する。